

(様式 2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年4月4日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長

1 契約の概要

一本松小学校倒木処理作業

2 履行(納品)場所

西区西戸部町 1-115
横浜市立一本松小学校

3 契約日

令和7年3月19日

4 履行日または履行期限

契約日から令和7年3月31日

5 契約金額

192,500 円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市南区六ツ川 3 丁目 3 番地1
株式会社 濱田園

7 当該随意契約を行わざるを得なかつた理由

本校南側住宅街上面したフェンスを貫通する形で、木(1m 程度の長さ)が生えており、その木が住宅街側に倒れ、フェンスも巻き込み破損した。木は空中に浮かんでいる形になっており、いつ住宅の方に倒れるかわからない状況であり、非常に危険であるため実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札有資格者名簿から過去の実績が優良であり、迅速な対応が出来る業者を選定しました。

9 所管課

横浜市立一本松小学校